

## 宝塚市国民保護協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規則は、宝塚市国民保護協議会条例（平成17年条例第20号）第6条の規定に基づき、宝塚市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議の招集は、その期日の7日前までに、委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

(欠席)

第3条 委員は、事故その他やむを得ない事由により国民保護協議会に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議の公開)

第4条 協議会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、協議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 情報公開条例（平成12年条例第50号）第7条第1項各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

(会議録)

第5条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、原則として公開する。

なお、公開にあつては、個人情報の保護に留意するとともに前条第1項ただし書きに該当する事項は除く。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。